

ALS/神経難病における誤嚥防止術の適応基準

1. 難治性の嚥下障害および誤嚥があり、保存的対処（食形態の工夫、嚥下訓練など）により十分な改善が望めない。
2. 音声言語でのコミュニケーションが困難で、回復の見込みがない。
3. 十分に説明を受け、同意が得られたもの。
4. 誤嚥が著明で、誤嚥性肺炎の既往があり、今後も誤嚥性肺炎を併発する可能性が高いもの。
5. 下記のうち2つ以上を認める。
 - 1) 誤嚥性肺炎を併発する可能性が高い。
 - 2) 喀痰量が多く頻回の喀痰吸引を必要とし、本人または介護者が疲弊している。
 - 3) 経口摂取を強く希望している。

1、2、3、4または1、2、3、5を満たすものを適応とする。
ただし手術困難例は除外する。